

マレーシアの「公認」イスラーム国家論

中田考*

序.

2001年9月、マハティール首相の「イスラーム国家宣言」を期に、マレーシアでは UMNO と PAS の間でイスラーム国家論争が繰り広げられた。しかしこのマハティールのイスラーム国家宣言は、UMNO のシンクタンク「マレーシア・イスラーム宣教機関(Yayasan Dakwah Islamiyah Malaysia)」の議長ムハンマド・ナハウィー・アフマド(以下 M.N.A と略記)¹と同副議長アブドルマナフ・アフマドによる前年 2000 年 5 月 11-13 日の UMNO 総会での提言「イスラーム的視点からみたマレーシア政体」、「イスラーム国家マレーシア:憲法はイスラームに反しない」²をうけてのもの

¹ M.N.A は PAS から UMNO に転向しており、YADIM 議長に抜擢される以前の 1986 年 3 月 23 日には PAS 党首代理として、以下のような UMNO の世俗主義批判を行っていた。

我々の闘争はタウヒード(唯一神崇拜)に基礎をおいている。誰であれこの PAS の闘争が UMNO の闘争と同じであると述べてはならない。なぜなら UMNO 指導部は青年部会議の席上で「UMNO はタウヒードの政党ではない」と宣言しているからである。諸君、もしタウヒードの政党でないというなら、何なのか? 多神崇拜の政党である! もし彼らがタウヒードのために闘わないとすれば、彼らは多神崇拜のために闘っているのである。Annual Bakri Haji Haron & Kamarul Zaman Haji Yusoff, *Pindaan Perlembagaan Kelantan*, Pustaka Qamar, Kota Bharu, 2001, pp.150-151.

² Cf., Kamarul Zaman Haji Yusoff, *Benarkah Malaysia Negara Islam?* Pustaka Qamar, Kota Bharu, 2000, p.1. なおこの報告は Yadim から出版さ

であった。

M.N.A. はマハティールのイスラーム国家宣言の直後に、この問題に真っ向から取り組んだアラビア語の論考「現実と理想のはざまのイスラーム国家 (al=Daulah al=Islāmiyah baina al=Wāqī'iyah wa al=Mithāliyah)」を YADIM の機関紙に発表した(*Jurnal Yadim*, vol.2, 2001/11, pp.152-189)。同論文はアブド・アル＝カリム・ザイダーン著『イスラームの居住圏における庇護民と安全保証取得者の諸規定』、ワフバ・アル＝ズハイリー著『イスラーム法における戦争の効果』のようなこの分野における現代アラブ世界の標準的な研究も踏まえており、学問的にも一定の水準をクリアーした作品と評価できる。

そこで本稿ではマレーシアにおけるイスラーム国家論の一つの理論的到達点を示すものとして、同論考を取り上げ、その理論構成を分析した後に、その問題点を指摘する。

1. イスラーム国家樹立の義務

M.N.A によると、イスラーム国家の樹立は義

れているが筆者は未見である。Mohad Nakhaei Haji Ahmad, *Kenegaraan Malaysia Dari Perspektif Islam*, Kuala Lumpur, Yadim, 2000, Abdul Manaf Haji Ahmad, *Malaysia Negara Islam: Pelembagaan Tidak Bercanggah Dengan Islam*, Kuala Lumpur, Yadim, 2000.

* 山口大学教育学部

務である。「イスラーム国家はその樹立が必要である(lā budd)。なぜなら宗教的義務の多くはそれなしには完遂されないが、それを欠いては義務が完遂されないことはそれ自体もまた義務となるからである。」[M.N.A. 2001:170]

それゆえムスリムは君臣共にイスラーム国家樹立の義務を負う。「国家を樹立しそれをイスラーム的制度に則って確立する宗教上の責任は、理性を有する権力者(awliyā' al=amr)とイスラーム国家の臣民(ra'āyā)に課されている。」[M.N.A. 2001:166]。

我々は先ず、M.N.A.の「マレーシアはイスラーム国家か否か」との問題設定が、記述的ではなく、イスラーム国家の樹立がムスリムにとっては宗教/法的義務である、とのイスラーム法学の枠組みの中でなされた規範的な問いであることを再確認しておく必要がある。

イスラーム法学の定義では、義務とは「それを怠ると来世で懲罰を受ける行為」と定義される。イスラーム国家の樹立が義務である以上、マレーシアがイスラーム国家でない、と述べることは、与党 UMNO が宗教/法的な罪を犯していると断罪することに等しい。それゆえ M.N.A.は、イスラーム国家の樹立が義務である、と述べた時点で、与党 UMNO のシンクタンクの所長として、現行の政治体制、即ち UMNO 政権のイスラーム学的正当化の課題を自らに課したことになるのである。この点において同論文は、同時期に書かれた情報省特別顧問ワン・ザヒディー(現ペラ州イスラーム単科大学長)がマレーシアがイスラ

ーム国家であることを前提し、それが「全てのムスリムはそれを防衛することが義務である」³とは述べても、イスラーム国家樹立の義務については沈黙しているのと好対照をなしている。

法人概念を有さない古典イスラーム法学には、厳密な意味においては「国家」概念は存在しなかった。そこで M.N.A.は領域概念である「イスラームの居住圏」論と、為政者の正当性を論ずるカリフ論という本来出自の違う二つの法理論に基づいて、彼のイスラーム国家論を組み立てる⁴。我々は以下、順に彼の論理構成を分析していこう。

2. イスラームの居住圏

M.N.A は『『国家(daulah)』、あるいは『居住圏(dār)』とは『そこを支配する人々の集団が住み、その人民を代表する権力を保持し諸事を処理する政府を有する土地』である』[M.N.A. 2001:152]と述べ、近代西欧の「国家」概念をイスラーム法学の「居住圏」概念に読み替えた上で論を進める。

古典イスラーム学において「イスラームの居住圏」は「戦争の居住圏」と対概念となっている。

³ Wan Zahidi Wan Teh, *Malaysia adalah Sebuah Negara Islam*, Jabatan Hal Ehwal Khas Kementerian Penerangan Malaysia, Kuala Lumpur, 2001, p.3.

⁴ 既述の「イスラーム国家樹立の義務」も古典イスラーム学のカリフ擁立の義務を読み替えたものである。cf., Muḥammad Nakha'ī Aḥmad, “al=Daulah al=Islāmiyah baina al=Wāqi'iyah wa al=Mithāliyah”, p.163.

M.N.A.は、「イスラムの居住圏」の定義において、イスラム法の通用か不信仰の法の通用の有無をもって「イスラムの居住圏」と「戦争の居住圏」の判断基準とするアブー・ユースフ⁵、アル＝シャイバーニー⁶の説を退け [M.N.A. 2001:157,161]、ムスリムの安全と危惧を判断基準とするアブー・ハニーファ⁷説を採用。アブー・ハニーファによると、「イスラムの居住圏」が「戦争の居住圏」に転化するには、その土地が(1)「戦争の居住圏」に囲まれている、(2)ムスリムがその安全保障によって安全でない、(3)不信仰の法が通用している、の3つの条件が全て揃うことであり、ただイスラム法に代えて不信仰の法が施行されていることのみをもって、「イスラムの居住圏」が「戦争の居住圏」に転化することにはならないのである [M.N.A. 2001:161]。更に M.N.A.は一旦イスラム法が行われた地は、たとえその後になって異教徒によって占領されイスラム法が停止しようとムスリムが追放されようと危険に晒されていようと法的に「イスラムの居住圏」であり続ける、とのシャーフイー派の一学説を紹介し [M.N.A. 2001:161-162]、イスラム法の不施行によっては「イスラムの居住圏」が「戦争の居住圏」に転化しないとの議論の補強を試み、「外国の支配下」にあるムスリム居住地域でさえ「身分法に関わる婚姻法のようなイスラム法の一部が適用されているなら『イスラムの

居住圏』とみなされる」[M.N.A. 2001:163]との現代アラブのイスラム学者アブド・アル＝カリーム・ザイダーンの説を引き、異教徒の支配地ですらイスラム法の一部さえ行われていれば「戦争の居住圏」に転化しないならムスリムが支配者である場合は尚更そうであると論じる。

2. 理想的イスラム国家

M.N.A. は、イスラム国家樹立がムスリムにとっての義務であることを認めた上で、イスラム国家を「理想的イスラム国家」と「非理想的イスラム国家」に分類する。

M.N.A. はまず、預言者ムハンマドがマディーナに国家を建設し、その国家が「イスラム的構造」を有したことは研究者にとって疑問の余地がないと断ずる [M.N.A. 2001:153]。預言者ムハンマドの樹立した「イスラム国家」は理想的イスラム国家であったが、この「理想的イスラム国家」は正統カリフ時代をもって終わる [M.N.A. 2001:185]。

サイイド・クトゥブ⁸、マウドゥーディー⁹ら「理想主義者たち」の誤りは、国家の支配者が正統カリフの人格が備わっていないとイスラム国家でないと考えたことにある [M.N.A. 2001:cf.166]。

M.N.A. は彼の「理想的イスラム国家」と「非理想的イスラム国家」の区分を、古典イスラ

⁵ アブー・ハニーファの高弟、798年没。

⁶ アブー・ハニーファの高弟、805年没。

⁷ ハナフィー派法学祖、767年没。

⁸ エジプトのムスリム同胞団のイデオログ、ナセル政権下で反逆罪で1966年に処刑された。

⁹ インド亜大陸のジャマーアテ・イスラーミーの創立者、1979年没。

ム学のカリフ条件の「有効(ṣiḥḥah)条件」と「十全(kamāl)条件」の区分に基礎付ける。「有効条件」とは「その一つでも欠くと誰であれその(カリフの)職務(wilāyah)が有効とならない諸条件」[M.N.A. 2001:175]であり、それは「義務賦課(taklif)条件」に他ならず、(1)イスラーム、(2)成人、(3)理性、のみとなる[M.N.A. 2001:176]¹⁰。「十全条件」とは「それによって完全なカリフ職(imāmah tāmmah)、預言者職の後継(khilāfah nubūwah)が実現する諸条件」であり、「有徳(faḍīlah)条件」とも呼ばれ、「有効条件」以外の諸条件、即ち、(1)クライシュ族の出自、(2)イスラーム学の学識とイジュティハード(法判断能力)、(3)公正、(4)心身の強健、である[M.N.A. 2001:176-178]。

つまり M.N.A.によれば、理想主義者たちは、カリフの「有効条件」と「十全条件」を取り違えることによって、理想的イスラーム国家と非イスラーム国家の中間に、不完全ながらも有効に成立しその限りにおいて正当性を有する「非理想的イスラーム国家」が存在することを見逃し、その結果としてイスラーム国家の理想を満たさない国家に短絡的に「非イスラーム的」との烙印を押す誤りに陥ったことになるのである。

3. イスラーム国家マレーシア

¹⁰ M.N.A は古典イスラーム学の有効条件の紹介においては、加えて(1)男性であること、(2)心身の健全、を挙げているが、纏めの自説においてはこれらを省いて、義務賦課(taklif)条件に還元している。cf., p.174.

以上の議論を踏まえて M.N.A.はマレーシアがイスラーム国家の最低限の条件を備えているか、と自問し、「マレーシアはムスリムの防衛下にあり、安全保障(amān)はムスリムのつける条件によっており、ムスリムが治安事項などの手綱を握っており、国事の多くにおける決定権がムスリムの手中にあるがゆえにイスラーム国家である」[M.N.A. 2001:134]と述べる。

M.N.A.は、マレーシアがイスラーム国家であると断じた後に、その国教がイスラームであるばかりでなく、同国(つまり UMNO)は国庫からイスラームの保護のために予算を支出し、イスラームを生活の方法として適用し、イスラーム法をイスラーム的価値として行政に反映させるように努め、社会を原始的な農業社会から「進歩的なイスラーム社会」に発展させてきたと自賛する[M.N.A. 2001:184]。

M.N.A はマレーシアが、預言者と教友の時代の国家のような理想的なイスラーム国家ではないことは認める[M.N.A. 2001:185]。しかし M.N.A.はこの非理想的イスラーム国家たるマレーシアの現政権の正当性を弁ずるのみならず、それに対する反対を一切認めない。

M.N.A.は先ず「一部の政治家たちが、我々が不正な支配者たち(a'immaḥ: imām の複数形)に対して服従を止め反乱(khurūj)を起こすことを許している」と述べ、そもそも言われているような支配者の不正は単なる憶測に過ぎないと断った

上で、タハーウィ¹¹、イブン・アビー・アル=イッズ¹²、アフマド・ブン・ハンバル¹³の言葉を引いて不正な支配者への反乱は禁じられていると反論する[M.N.A. 2001:179-181]。また M.N.A は古典イスラム法学の用語として武装蜂起を意味する反乱「(khurūj)」とは区別され現代アラビア語で野党的反対を意味する「反対(mu'āraḍah)」についても、イスラム法上は原則的に「反対」が禁じられることはないが、政治運動の現実がイスラム社会に分裂、破壊、外患をもたらす最大の大罪であることを実証していると断ずる[M.N.A. 2001:187]。こうして M.N.A.はマレーシアがイスラム国家としては非理想的であると認めつつなお、UMNO 政権に対するあらゆる反対を封殺しようと試みるのである。

4. M.N.A.のイスラム国家論の問題——結びに代えて

M.N.A.のイスラム国家論は一見、イスラム法の施行を拒否する現行の政体にイスラムの正当性を付与し反対野党のイスラム国家樹立要求を封ずることに成功しているように見える。しかしより厳密に検討を加えると、彼のイスラム国家論の論理構成には根本的な欠陥が存在することが判明する。

M.N.A.の国家論が、古典イスラム法学の「イスラムの居住圏」論と、カリフ論という出自の

違う二つの法理論に依拠していることは既に述べた。M.N.A.は「イスラムの居住圏」を「イスラム国家」と等値し、マレーシアが「イスラムの居住圏」とみなしうることを根拠に反乱が禁じられる「イスラム国家」である、と論を進める。

ところが古典法学における「イスラムの居住圏」はあくまでも領域概念であって、「イスラムの居住圏」と「戦争の居住圏」の区分がなされているのは、そのどちらに住むかによって規定が異なる法的問題が存在するためであり、支配者の正当性にかかわるものではない。一例を挙げれば、窃盗罪の断手刑のような法定刑(ḥudūd)は、犯人が「イスラムの居住圏」の住人ならば執行されなければならないが、「戦争の居住圏」に留まる限り執行は停止されるのである¹⁴。

つまり国土が「イスラムの居住圏」であることは、その地にあつてイスラム法を施行しない政権にイスラム法の施行を義務づけるのであり、決して正当性を付与しないのである。19世紀のイエメンで書かれたシャーフィイー派古典法学書『導きを求める者の望み(Bughyah al=Mustarshidin)』は更に、「イスラムの居住圏」であってもイスラム刑法(ḥudūd)などのイスラム法を施行できなくなった場合には、ムスリムはそこに住むことを禁じられる(mahrūmah)とまで述べている¹⁵。

¹¹ ハナフィー派法学者、933年没。

¹² ハナフィー派法学者、1390年没。

¹³ ハンバリー派法学祖、855年没。

¹⁴ cf., *Wahbah al-Zuhaili, al-Fiqh al-Islāmī wa Adillatu-hu*, Damascus, 1985, vol.6, pp.95, 123.

¹⁵ 拙稿「アブドッラフマン・ワヒドのイスラム政治観」『オリエント』第44巻第2号2002年、118-119頁参照。

古典法学においては、支配の正当性は、カリフ資格論において論じられる¹⁶。M.N.A.は不正な支配者への反乱の禁止を根拠に、サイド・クトゥブやマウデューディーの影響を受けた野党「政治家」によるマレーシアの現政治体制に対する反対行動を批判する。しかし実際には、マレーシアのイスラーム主義反体制派がマレーシアをイスラーム国家でないと批判する根拠は、支配者が不正であることではなく、イスラーム法の施行拒絶による背教に対する批判なのである。また、その批判はサイド・クトゥブやマウデューディーのような運動のイデオログではなく、イブン・カスィール¹⁷、アル=ニーサーブリー¹⁸、アル=アル=スィー¹⁹などの古典クルアーン注釈、サウディアラビア前最高ムフティー・アブド・アル=アズィーズ・ビン・バズ(1999年没)のような現代の高名なイスラーム法学者の業績に依拠しているのである²⁰。

「イスラーム法の施行の拒否、イスラーム法に反する人定法の施行が背教にあたるか否か」こそが、1981年のサダト暗殺以降の過去20年のイスラーム政治論において最も激しい論争を呼

んだ問題であり²¹、イスラーム法の適用の問題を「イスラームの居住圏」論に封じ込め背教論から排除したM.N.A.の議論は、論点の回避との謗りを免れえず、従って現代イスラーム運動の学問的水準に照らして、反体制派の論駁に失敗していると言わざるを得ない。

M.N.A.のイスラーム国家論はイスラーム学の枠組み内でのUMNOの支配の正当性の論証としては最もよく出来たものであるが、なお本質的な弱点を抱えており、イスラーム反体制派の批判に長く耐えうるものではない。

イスラーム国家論というパンドラの箱を開けたUMNOはイスラーム法の適用問題において自縄自縛に陥り、反体制派の攻勢に対し今後ますます受身の立場に立たされることになることが予想される。そしてそれこそが実はかつての急進的イスラーム主義者として知られたウラマーウの一人としてのM.N.A.の真の狙いであったかもしれない。

¹⁶ 拙稿、「イスラーム法学におけるカリフ論の展開」、『オリエント』、第33巻第2号、1990年、79-95頁参照。

¹⁷ シャーフィイー派、1373年没。

¹⁸ シャーフィイー派、1328年没。

¹⁹ ハナフィー派、1854年没。

²⁰ 拙稿、「マレー世界とイスラーム地域研究——PAS(汎マレーシア・イスラーム党)ハーディー・アワン「教書」の「背教宣告」問題によせて——」、『イスラーム世界』、vol.58、2002、70-72頁参照。

²¹ 拙稿、「ジハード(聖戦)論再考」、『オリエント』、第35巻第1号、1992年、16-31頁参照。